

会 議 録

附属機関又は会議体の名称		令和7年度豊島区特別職報酬等審議会
事務局(担当課)		総務部 総務課
開催日時		令和7年11月7日(金) 17時30分 ~ 19時30分
開催場所		9階 第一委員会室
出席者	委員	加藤 竹司、木下 広、阪本 清、里中 郁男、 白熊 千鶴子、浜 千加子、守屋 仁子、山本 道子
	事務局	総務部長、教育部長、総務課長、人事課長、総務グループ係長、 給与福利グループ係長、総務グループ担当
公開の可否		一部非公開 傍聴人数 0人
非公開・一部非公開の場合、その理由		豊島区行政情報公開条例第7条第2項に掲げる非公開情報を扱う場合があるため
会議次第		議 事 1. 開 会 2. 諮 問 3. 資料説明 4. 質 疑

審 議 経 過

No. 1

議事

- ・本審議会は、区長より「区議会議員の議員報酬及び期末手当の額、区長、副区長、及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について」諮問を受けた。
- ・事務局より資料について説明した後、質疑応答を行った。

(説明資料・参考資料)

- ・資料1…23区 年収一覧（区長、副区長、教育長、議長、副議長、委員長、副委員長、議員）
- ・資料2…特別職報酬等審議会の開催経過及び報酬等改定経過と特別区人事委員会給与勧告の状況について
- ・資料3…手取給与額推移（区長、副区長、教育長）
- ・資料4…議員報酬手取額
- ・資料5…政務活動費会派別支給状況
- ・資料6…令和7年 特別区、東京都及び国の給与勧告及び報告の概要
- ・資料7…令和7年 特別区人事委員会勧告の概要
- ・参考1…課税標準額の区分別納税義務者数の推移（豊島区）
- ・参考2…生活保護受給者の推移
- ・参考3…国民健康保険料の滞納世帯数の推移／国民健康保険の資格証・短期証発行の推移
- ・参考4…就学援助認定者の推移（小学校・中学校）
- ・参考5…豊島区職員手当の種類と概要
- ・別冊…令和6年度豊島区普通会計決算について

質疑（概要）

総務課長： (開催)

(委員紹介)

(会長選出)

会長： (会長代理選出)

天貝副区長（区長代理）： (諮問)

総務課長： (事務局職員紹介)

(資料説明)

人事課長：

(資料説明)

総務課長：昨年度は、令和6年度特別区人事委員会勧告を反映し、区議会議員の報酬及び特別職の給料の額は6級職最高号給の0.8%を反映させ、期末手当は0.2月引上げが適当という答申であった。

昨年度と同様の考え方により、令和7年度特別区人事委員会勧告を反映した場合、報酬及び給料の額は6級職最高号給の3.3%を反映させ、期末手当0.05月引き上げとなる。本日のご審議の参考としていただければと存じます。

A 委員：副区長の人数は区によって異なるのか。

資料は1名あたりの額であり、人数が多くなれば区としての人件費も多くなるため、23区順位が参考にならないのではないかと。

総務課長：副区長の人数は、条例で定めている。区によって2名の場合もあれば1名の場合もある。豊島区では、2名とも同じ額である。

B 委員：退職金について、区議会議員は任期終了後に退職金の支給は無いが、特別職の任期終了後に退職金はあるのか。

総務課長：区長・副区長（任期4年）、教育長（任期3年）の任期ごとに支給される。

B 委員：社会経済状況から、賃上げを行うのが流れだと考える。昨年度と同様に特別区人事院勧告の数値を適用するのがよろしいのではないかと。

また、適用時期について、審議会による審議後から適用するのが分かりやすいと思うが、遡及については過去どうしていたか。

総務課長：昨年、今年と特別区人事委員会は遡及するという勧告。昨年度も人事委員会勧告にならって遡及するという答申をいただいたが、条例改正の際は、審議後（12月1日）の適用とした。

B 委員：適用時期については、実際の改定が4月に遡及しないのであれば、答申も適用時期を遡及しない記載が分かりやすいのではないかと。

会長：昨年度、賞与についてはいつから引き上げられたのか。

総務課長：12月から引き上げを行った。夏の賞与には適用されていない。

C 委員：給与等が引き上げ基調となっているが、要因は何が考えられるか。

総務課長：特別区人事委員会勧告は民間給与との比較によるもの。社会経済状況によって民間の給与が引き上げられていること、また、人材の確保という面からも引き上げられている。

C 委員：物価高の影響もあるか。

人事課長：今まで特別区人事委員会勧告は、比較対象企業規模を 50 人以上としていたが、今年は比較対象企業規模を 100 人以上としている。公務員全体が厳しい採用状況のため、人材を確保するためにも引き上げとなっている。

C 委員：引き上げを行う場合は予算の確保が必要だが、総額はどのくらいになるのか。

総務課長：区長・副区長・教育長については、約 270 万円、議員については、委員長、副委員長職は日割り計算を行うため正確な数字ではないが、約 1,400 万円で、総額は約 1,670 万円程度の見込み。

A 委員：議員は議員給与以外にも副業をして収入がある印象である。特別職は兼業（副業）可能なのか。兼業（副業）を行っているのであれば、それも踏まえて検討するべきではないか。

総務課長：地方公務員法により、一般職員は兼業を行う場合は許可が必要である。特別職は地方公務員法が適用されないため、兼業が禁止されているものではないと思われる。現状、特別職は兼業を行ってはいない。

A 委員：審議会などについては、多く出席する議員がいれば報酬が増えるのではないか。

会派の人数が多い順で順番に選出するのではなく、どの会派からでも選出できるようにした方が良いのではないか。

総務課長：条例によって審議会の構成について定め、審議会への出席議員については、議会で選出している。報酬審と審議会が連動するのは難しいところがある

会長：部長級の最高号給の上げ幅の 3.3% が事務局案である。他区も現在審議中だと思うが、例年 23 区中位あるいは、中位より少し下の順位となっている。参考資料では、生活保護受給者が減少している、納税者の所得金額が上昇している状況にある。引き上げた場合でも財政的な心配はないかと思われる。

C 委員：公務員志望者が減少してきている。日本全体の流れとして、人口減少の中で若い就業者の採用が難しくなっている。

そのため、給与も引き上げていくことで人材確保にもつながる。

D 委員：区長の経歴の発信によって、豊島区の魅力発信にもつながるのではないか。

国保の滞納世帯数は増加しているが、就学援助の認定者数は減少しているのはなぜか。

総務課長：区長の経歴やどういった人かということについても志望者は参考にすると考える。区としても魅力発信を強化していくことが重要。

高額納税者数が増加している状況にあること、また生活保護受給者数が減少してきていることなどから、経済的な回復基調があるのではないかと考えられる。外国人人口が増加し

ているため国保の滞納者が増加しているというのものではないか。

教育部長：就学援助については、収入水準が少しずつあがってきていること、また私立学校に通う方が増加し、公立学校に通う方が減少しているということが要因にあると考えられる。

会長：参考資料では区の財政状況が堅調ということが示されている。そのため給与も引き上げを行うことも可ということではないか。

D 委員：物価上昇の状況を考慮し、3.3%の引き上げでよいのではないか。

A 委員：人事院勧告では、給与の引き上げ基調であるが、生活保護費は減少している状況があるのは悲しい。

総務部長：物価上昇に迫いつているかについて議論があるが、生活保護費はいくらか増加している。

D 委員：子ども食堂の補助金の上限が引き上げられるなどしている。

会長：額の引き上げについては、社会経済状況を鑑み、区議会議員の議員報酬及び期末手当の額、区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について、令和7年度特別区人事委員会勧告を反映させ、部長級最高号給の3.3%を反映させた額、期末手当の額については、0.05月引き上げが妥当という結論とする。

(異議なし)

会長：適用時期は、遡及し4月とするか審議会の審議後12月とするか。

B 委員：今まで遡及して適用してきていないため、答申の記載についても遡及せず審議後から適用とするのがすっきりするのではないか。

会長：答申の記載については、遡及し4月とすることとし、意見として改定の適用時期については、答申後の日付でよいのではないかと発言があったことを明記するのはいかがか。

(異議なし)

(休 憩)

総務課長：

(答申案読み上げ)

会長：4意見欄に「多数決により審議会の意思決定を行ったところである。」と記載があるが、「全会一致で審議会の意思決定を行ったところである。」との記載がよいのではないか。

(答申内容について修正することとする)

修正については、事務局と会長に一任とさせていただきたい。

(異議なし)

(散会)